

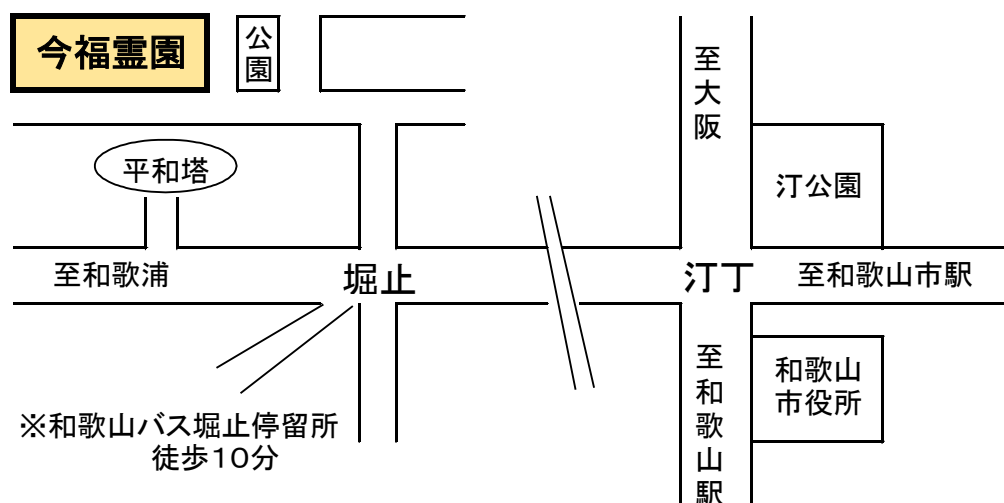
令和7年度 今福霊園募集案内（随時募集）

（R7.9.2時点）

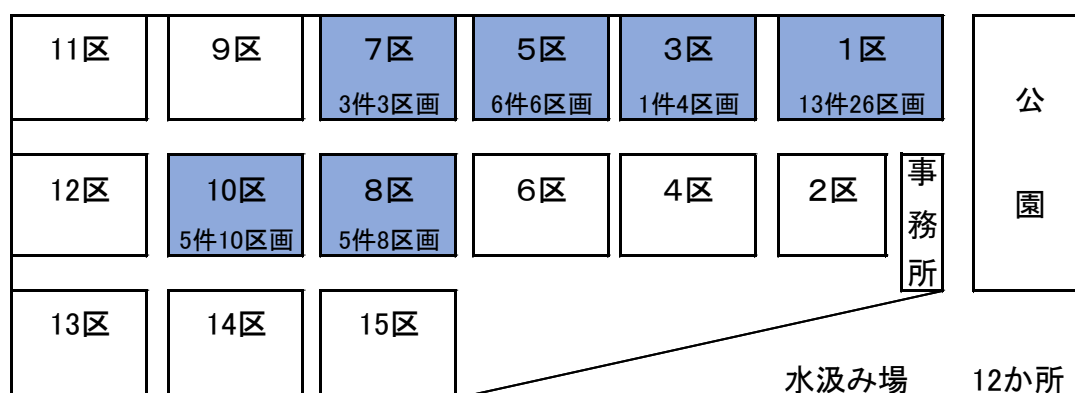
1 募集用地等

- (1) 名 称 和歌山市今福霊園
- (2) 所 在 地 和歌山市今福2丁目2番4号
- (3) 公募区画数 33件57区画
- (4) 区画の大きさ 1区画あたり91cm×91cm
※1人につき本市指定の募集区画地（1、2、4区画地）のうち1か所
- (5) 使 用 料 1区画につき450,000円
※申請手続き完了後、納付書を郵送しますので、概ね1か月以内に納付してください。

2 今福霊園案内図



3 墓地配置図（募集区画）



※ 募集区画には、立札を設置しています。現地で確認してください。

4 申込みから利用までの流れ

- (1) 区画の空き状況を確認（新規貸出区画表、区画図面）



- (2) 現地で希望区画を確認



- (3) 申込受付期間中に和歌山市保険総務課（初日「午前の部」を除く）で申込
※先着順。ただし、7月1日（火）の「午前の部」に限り、重複区画を抽選により決定。



- (4) 申込（墓地使用許可申請書の提出）後、1週間以内に必要書類を提出



- (5) 使用料の納入通知書（申請書類提出後、市から郵送します）により納付



- (6) 墓地使用許可証の交付（使用料の納入確認後、市から郵送します）



- (7) 墓地の使用開始（墓碑等設置承認申請書、計画図、埋蔵・改葬届の提出等）



- (8) 令和8年度以降、毎年度管理料を納付（納付書又は口座振替）

5 申込みできる方

次の（1）から（3）までの全てを満たす方は、1人につき本市指定の募集区画地のうち1か所に限り、申込みできます（「6 申込みできない方」に該当する場合を除く）。

- (1) 申込時に、和歌山市に住民登録をし、居住している方
- (2) 慣習に従って祭祀を主宰する方
- (3) 遺骨（死亡した方）があり、使用許可を受けた日から1年以内に埋蔵することができる方

6 申込みできない方

次のいずれかに該当する方は、申込みできません。

- (1) 現在、今福霊園の使用許可を受けている方と同一世帯に属する家族の方
- (2) 現在、今福霊園の使用許可を受けている方で、改めて使用区画数と同区画数以下の申込みをしようとする方
- (3) 分骨のみの埋蔵を行う方
- (4) 将来のための墓地を確保したい方

7 申込受付期間等

(1) 受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年11月28日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間等

募集区画は、先着順にて受付し決定します。ただし、受付初日の7月1日(火)の「午前の部」に限り、申込区画が重複した場合は、抽選により決定します。

ア 令和7年7月1日（火）

受付時間	受付場所	申込受付の順番
◎午前の部 午前9時30分から 午前10時00分まで	和歌山市役所 本庁舎 8階 ミーティングルーム	<u>申込区画が重複した場合は、抽選により決定</u>
午後の部 午後1時00分から 午後5時15分まで	和歌山市役所 東庁舎 1階 保険総務課	先着順

イ 令和7年7月2日（水）から11月28日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

受付時間	受付場所	申込受付の順番
各日とも 午前8時30分から 午後5時15分まで	和歌山市役所 東庁舎 1階 保険総務課	先着順

(3) その他

- ・ 郵送による申込みは受付できません。
- ・ 申込みにあたっては、必ず、事前に現地で区画を確認するようお願いします。
- ・ 申込み後の区画の変更はできません。
- ・ 電話、対面等の方法にかかわらず、予約や仮申込みは一切お受けできません。

8 申込みに必要な書類

(1) 申込みにあたっては、次の①の書類を提出してください。①の書類受付後1週間以内に、②から⑤までの書類を提出してください。

①『墓地使用許可申請書』（指定様式）	ご記入の上、 <u>実印を押印</u>
② 申請者の『印鑑登録証明書』	6か月以内に交付されたもので、 原本を持参してください。
③ 申請者の『住民票（世帯全員）』※	
④ 申請者の『戸籍謄本』※	
⑤ 埋蔵・改葬予定者を確認できる書類 （火葬許可証、戸籍など）	書類は確認後にお返しします。

※③住民票、④戸籍謄本については、原本が必要な方は窓口でお申し出ください。コピーした後、原本をお返しします。

(2) 実際に遺骨を埋蔵・改葬する場合や、墓碑等を設置する場合には、別途、手続が必要になります。

9 年間の管理料について

使用料とは別に、年間の管理料として、今福霊園の整備及び管理に要する費用の一部を使用者の皆さまから毎年ご負担いただいております。

年間の管理料は、1,500円に使用区画1区画あたり200円を加えた額で、毎年4月1日現在で墓地を使用されている方に、6月下旬頃、納入（口座振替）通知書を送付いたしますので、納付書、口座振替又はスマートフォン決済アプリでのご納付をお願いいたします。

使用総区画数	年間の管理料額
1区画	1,700円
2区画	1,900円
4区画	2,300円

10 その他

(1) 今回の随時募集は、令和7年度新規募集（定期募集）の空き区画を調整し、再募集するものです。なお、募集区画は、申込状況等に応じて変更（統合・分割）する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 申込受付期間中、各区画の最新の申込状況は保険総務課窓口で掲示するほか、お電話による問い合わせにもお答えします。また、和歌山市ホームページでも募集区画の空き状況を随時公表します。

(3) 既使用者の申込みについて

ア 使用料は新区画数から現区画数を差し引いた差、1区画につき45万円となります。

イ 墓石等の移転作業（遺骨改葬を含む）は使用者様のご負担となります。

ウ 移転後、現在の使用場所は原状に復して返還していただきます。原状に復す費用は、使用者様のご負担となります。

エ 現在の使用場所の使用を続けながら、追加の使用となる申込みはお受けできません。現在の使用場所は、必ず返還していただきます。

オ 墓地の使用許可後、速やかに使用場所内の周囲に囲障を設け、区画を明確にしてください。なお、囲障は「一つの使用地」となるよう設置していただく必要があります、分割するように囲障を設置することはできません。

(4) 貸出後、将来において墓地の整備等（区画更正工事、排水対策工事、擁壁工事など）が必要になった場合には、使用区画を移転していただく場合がございます。

(5) 問い合わせ先

○ 和歌山市役所 保険総務課 総務企画班（東庁舎1階）

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

Tel（073）435－1069

○ 今福霊園管理事務所

午前7時から午後5時まで

Tel（073）422－0677